

佐賀県告示第 74 号

家畜商法等の施行に関する要綱（昭和 37 年佐賀県告示第 137 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 16 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

様式第 1 号中「印」及び注 1 を削り、注 2 を注 1 とし、注 3 を注 2 とする。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第 3 号</p> <p>(表)</p> <p>略</p> <p>氏名 <u>印</u></p> <p>略</p> <p>家畜商法（昭和 24 年法律第 208 号）第 4 条各号に該当しないことを誓います。</p> <p>(裏)</p> <p>略</p>	<p>様式第 3 号</p> <p>(表)</p> <p>略</p> <p>氏名</p> <p>略</p> <p>家畜商法（昭和 24 年法律第 208 号）第 4 条各号に該当しないことを誓います。</p> <p><u>注 1 氏名は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。</u></p> <p><u>2 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請者の本人確認を行うことができる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(裏)</p> <p>略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。